

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	若宮地区 (勝方集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第3回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

・本集落は、水稻を中心とした集落農業が展開されており、集落内の自作農家数は14経営体(法人1経営体含む)、入作経営体は3経営体(法人1経営体含む)である。
 ・自作農家14経営体及び入作農家3経営体が今後も経営拡大若しくは現状維持での経営継続意向にある。
 ・集落内農地の殆どを自作農家14経営体が担っている現状にあることから、この14経営体と入り作農家4経営体を地域内の農業を担う者(以下、集落担い手農家という。)に位置付け、集落農業を維持・継承していきたい意向にある。

【課題】

・農業従事者の高齢化や後継者不在により、今後、農道や水路等生産基盤の維持管理、草刈作業など人足時の人手が不足することが予想されることから、作業等の省力化(外部委託等)を図る必要がある。
 ・農業・農地を重要な地域資源であるとの認識を集落全体で共有し、集落担い手農家(14経営体)の営農継続に向け、集落全体で担い手農家を支える体制づくりが必要である。
 ・集落担い手農家が営農継続するためには、機械・施設等、生産基盤の充実・強化が必要である。
 ・鳥獣被害対策として電気柵を設置しているが、隣接する未設置地区からの侵入に苦慮していることから、隣接行政区との連携が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

「集落の農地は集落で守る」を基本理念として、集落担い手農家が農業生産基盤の強化・充実、技術革新の取組による作業効率化や省力化が図られているとともに、集落内の相互協力体制が構築され、「集落ぐるみ」で持続可能な農業経営を支え、農業を柱とした集落コミュニティが維持・継承されている。

①水稻(水田73.3ha)

栽培方法：慣行栽培

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93.67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集落内での規模縮小等に伴う農地移動(権利移動)等が発生した場合は、貸し手の意向を考慮しながら農地中間管理機構を通して集落担い手農家に集積を進めていく。 ・集落担い手農家にあっても、機械故障や年齢的な要因等で営農継続が困難となった場合は、他の集落担い手農家への集積等を基本に進め、集落内農地の効率的な利用につなげていく。 ・農業生産基盤の維持・保全については、多面的機能支払交付金事業と連携しながら、集落担い手農家及び集落内住民の役割を明確化するとともに、作業負担軽減に向けた外部委託等を積極的に活用していく。 ・機械・施設等の強化・充実補助事業の活用や、リース・レンタル・共同利用・第三者継承等による導入を推進していく。 ・作業効率性や省力化を図るため、集落担い手農家と話し合いを重ね、集約化(集団化)を段階的に進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地集積等に伴う農地移動(権利移動)は、農地中間管理機構を通して権利設定していく。 ・集約化(集団化)については、集落全体での利便性や作業効率性等を考慮しながら農地中間管理機構の助言を受け進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・水路・農道等の生産基盤の整備は、町、土地改良区と連携しながら、補助事業等を活用して進めていく。 ・水路・農道等の維持管理等は、外部委託を積極的に活用しながら継続的な生産基盤の維持と機能発揮に努めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・専業化に拘らず、現在の経営形態や経営意向を尊重し、集落内の多様な農業経営体が相互に協力し合い、共存する集落農業を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・集落担い手農家にあっても、町内の農業支援サービス事業者が提供する農作業支援メニューの積極的な活用を推進し、作業効率化や省力化による農業経営の継続につなげていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵設置による継続的な対策を実施するとともに、隣接自治体行政区への設置を推進し広域での対策を強化していく。

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指していく。